

令和8年度屋久島町一般廃棄物処理基本計画等策定支援業務公募型プロポーザル【質問回答票】

No	実施要領・仕様書の項目	質問内容	回答
1	実施要領 P.2 ③ 企業業務実績書	5 (1)参加意思表明書の作成及び提出③企業業務実績書(任意様式)の業務実績20件以内は、整備方針(基本構想)以外の実績を含めてもよろしいでしょうか。	実施要領に記載のとおり、平成27年4月1日から令和8年3月31日までの間における、し尿処理施設及び汚泥再生処理施設に関する整備基本方針(基本構想)を基軸に20件を記載ください。20件に満たない場合は、整備方針(基本構想)以外の実績を含めてもかまいません。
2	実施要領 P.2 オ 技術責任者(主任技術者) ・ 実施体制	オ 技術責任者(主任技術者)の経歴及び実績等調書(様式8)に、「実施体制:九州管内に現住所を有し密に協議できる者であること。」とございますが、技術責任者が九州管内に現住所を持たずとも、実施体制に九州管内に現住所を有する担当者を配置することをお認めいただくことは可能でしょうか。	本業務は離島という地理的制約や交通手段の限定性を踏まえ、迅速かつ密接な協議体制の確保が不可欠であることから、技術責任者本人が九州管内に現住所を有し直接対応できる体制を求めているものであり、当該責任者が管外に所在し担当者のみを九州管内に配置する場合には、意思決定過程における即応性の低下や調整の遅延、来島調整時の交通制約による機動性の不足等が懸念されるため、当該要件の緩和は認めておりません。
	以下余白		